

ID: 275

担当部署: 上下水道局

処分の概要	指定の取消し又は一時停止		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市排水設備指定工事店等に関する規則 第11条		
例 規 番 号	平成30年上下水道局規則第9号		
【根拠条文】 (指定の取消し又は一時停止) 第11条 市長は、前条第1項の届出を受けたときは、当該指定を取り消さなければならない。 2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消し、又は180日を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。 (1) 下水道に関する法令、条例、条例施行規則又はこの規則等に違反したとき。 (2) 業務に関し、不誠実な行為がある等市長が指定工事店として不適当と認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日